

特別区制度調査会会長「ヌ」ノ下

特別区制度調査会が、今回の依頼を受ける際、個々の区を23色にたとえられ、各区がいきいきと「心」を主張し、互いに競いながら、しかし相互理解と協調も失わないうそんな素晴らしい絵画が、「この「東京」といつキャンパスを舞台に繰り広げられることを願っている」といつ特別区長会の想いをいただきました。

戦後形づくられてきた様々な仕組みが大きく崩れ、住民による自己決定・自己責任の原理の下に、人々が安全で安心して暮らせる施策網を構築し、創意工夫に満ちた地域社会を実現していくために、今日ほど住民に最も身近な「最初の政府」である基礎自治体の役割強化が求められている時代はありません。

特別区を名実共に住民に最も身近な「最初の政府」として再構築するためには、都区制度を支えてきた基本的観念である東京大都市地域における「行政の一体性」からの脱却と「都の区」の制度廃止が必要であるとの結論に至りました。

その上で、基礎自治体が自らの意思決定における主体性と行財政運営における自立性を維持しながら、「対等 協力」による相互補完を行う仕組みとして「基礎自治体連合」を提案しました。「これは、地域の特性に合わせて多様な自治の選択を可能とし、東京大都市地域以外にも応用可能な新たな地方自治の枠組みです。

都区制度改革は「コソ」の中の嵐、「コソ」比喻されることがあります。東京大都市地域における基礎自治体（各特別区）と広域自治体（東京都）のあり方を、「都の区」といつ制度の枠組みのなかだけで解決しようとしたからではないでしょうか。

基礎自治体である特別区のあり方も、「これまでの都区制度の枠組みを超えた新たな発想で、自らの自治の姿を構築する必要があると考えました。

特別区が何を求めて、何をなすべきかは「基礎自治体連合」の構築に託すと同時に、「基礎自治体連合」の構想が、日本の自治制度に対する東京大都市地域からの発信となれば幸いです。

最後に、精力的にご議論いただきました制度調査会委員の皆様と事務局をはじめ関係者の皆様に対して心から感謝申し上げます。

平成19年12月

特別区制度調査会

会長 大森 彌